

松山市の防犯灯助成制度について

防犯灯は町内会・自治会等が所有し、生活道路を照らすために設置されています。松山市では、防犯灯の工事費などを松山市防犯協会を通じて助成しています。

町内会長など、防犯灯を管理する団体の代表者をご申請ください。

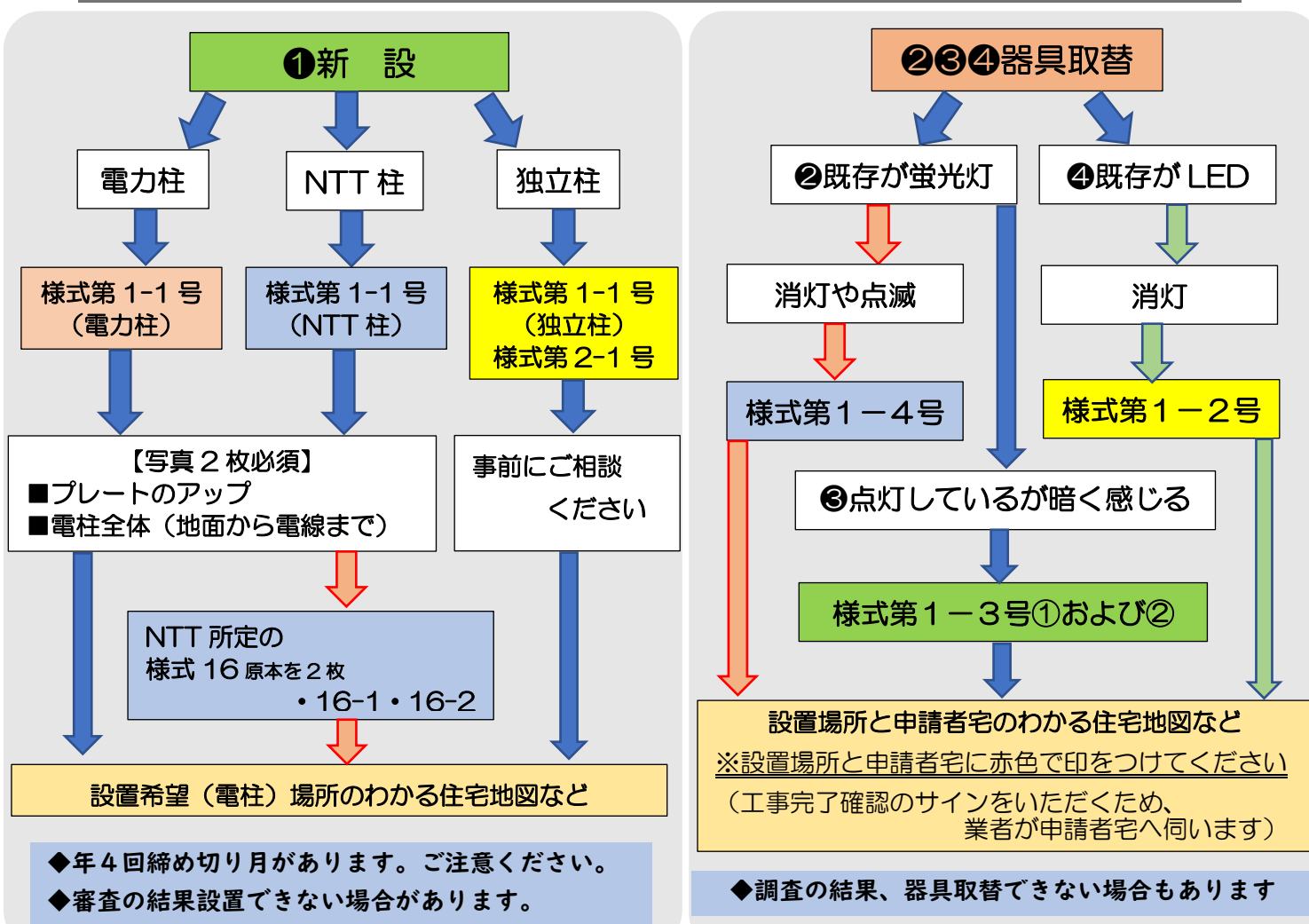
～ LED化を進めています ～

- ・ 令和6年度から蛍光灯の管球取替を廃止しました。
- ・ 蛍光灯の防犯灯が点灯していない場合、LED防犯灯に取り替えます。
- ・ 明るさが3.0ルクス未満の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に取り替えます。
- ・ 申請書の提出が必須です。ご協力をお願いいたします。

※管球取替の電話受付はすでに終了しています。

【 防犯灯の申請について 】

※ 以下のフロー図に沿った申請書をご提出ください ※



令和7年度の防犯灯助成について

申請するときに必要なもの

各申請書の裏面にも記載しています。

①新設 ※電柱への設置希望は、**写真が必須**です

- (1) 申請書
- (2) 住宅地図のコピーに
設置場所を赤色で印をつけたもの。
- (3) 電柱の写真 計2枚
※電柱の全体写真とプレートのアップ

②③④器具取替 ※写真は**不要**です

- (1) 申請書
※③のみ2枚あります。
 - (2) 住宅地図のコピーに
設置場所を赤色で印をつけたもの。
 - (3) 住宅地図のコピーに
申請者の自宅を赤色で印をつけたもの。
- ※工事完了確認のサインをいただくため、業者が申請者宅へ伺います
※①～④ いずれも予算に達した場合は、受け付けを終了する場合があります。

【申請書には以下★を必ず記入してください】

- ★四国電力お客様番号
(よくある質問 Q2 をご覧ください。)
- ★電柱番号 (よくある質問 Q3 をご覧ください。)
(独立柱の場合は「ポール」や「木柱」と記入)
- ★設置場所 (付近) の住所

新設に関する注意事項

- NTT柱への設置を希望する場合は、申請書の他にNTTへの添架許可申請が必要です。
様式16 (原本を2枚)・16-1・16-2を併せてご提出ください。
- 独立柱へ設置希望の場合は、事前にお問合せください。

【①新設】防犯灯を新しく取り付けたいときは

様式第1-1号

3月末・6月末・9月末・12月末※が締め切りです

申請書 (様式第1-1号) ほか必要書類の**原本を提出**してください。

- ◆設置後の苦情や他の場所への移設、撤去などは、申請者 (町内会等) で対応していただきます。
- ◆電柱以外へ設置を希望する場合は、**町内会等の負担となる経費が発生**することがありますので、**事前にご相談**ください。
- ◆随時受け付けますが、**各締め切りの翌月にまとめて審査**し、設置を決定しますので、申請から設置までに数か月かかります。
- ◆令和7年度内に設置できるのは**※令和7年12月26日受付分まで**です。

以下の場合、助成できません

- ・直線10メートル未満に防犯灯があり、機能しているとき
- ・軒下への設置
- ・老朽化した既設ポール (木柱含む) への設置
- ・土地所有者の同意が得られない場合 (ポール設置時に限る)

審査で優先する項目

- ・多くの人を通る生活道路 (交差点、通学路、市道) への設置
- ・電柱への設置
- ・既存の防犯灯との距離が30メートル以上離れている

●申請書の入手方法●

松山市防犯協会事務局 (市役所本館5階 市民防災安全課内)
または各支所の窓口に置いているほか、
市ホームページからダウンロードできます。

防犯灯助成制度についての
ホームページはこちら



【②器具取替】 蛍光灯の防犯灯が点灯していないときは

様式第 1-4 号 <令和6年4月から「管球取替を廃止」しました> 随時受け付けています

申請書（様式第 1-4 号）と添付書類※を提出してください。 ※設置場所および申請者宅に印をつけた住宅地図のコピーなど

以下の際に申請してください。

- ◆ 蛍光灯が消灯している
- ◆ 蛍光灯が点滅している

このような時は大変危険ですので、すぐにご連絡ください。

- ◆ 器具の一部や器具が電柱などから外れている
- ◆ 器具が落下している

注意

※施工時に点灯確認を行い、問題なく点灯した場合は、取り替えができないほか、確認経費を負担していただく場合があります。

【③器具取替】 蛍光灯の防犯灯が暗いと感じたときは

様式第 1-3 号①と② <照度不足による器具取替> 随時受け付けています

申請書（様式第 1-3 号①と②）と添付書類※を提出してください。 ※設置場所および申請者宅に印をつけた住宅地図のコピーなど

防犯灯直下の路面照度を計測し、**3.0ルクス**を下回っている場合にLED器具に取り替えます。（市防犯協会が夜間に照度を測定します）

- ◆ 一度に複数灯を申請することもできます。◆ 暗いと感じたら申請してください。
 - ◆ 月ごとにまとめて審査・決定しますので、取り替えまでに数か月かかります。
- ただし、令和7年度内に実施できるのは**令和7年12月26日受付分まで**です。

◎国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します◎

【④器具取替】 LEDの防犯灯が点灯していないときは

様式第 1-2 号 随時受け付けています

申請書（様式第 1-2 号）と添付書類※を提出してください。 ※設置場所および申請者宅に印をつけた住宅地図のコピーなど

このような時は大変危険ですので、すぐにご連絡ください。

- ◆ LED器具が落下している
- ◆ LED器具がぶら下がっている

※施工時の点灯確認の結果、器具を取り替えない場合もあります。

提出方法を拡充しました ※一部の器具取替工事に限る

①窓 口：松山市防犯協会（市役所本館 5 階 市民防災安全課）／各支所窓口

②郵 送：〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

③F A X：934-3157

④電子メール：bouhan@city.matsuyama.ehime.jp

※③④は、送受信確認のためお手数ですが送信後、948-6736 までご一報ください。

⑤インターネット申請：②および④に限る

※申請内容に沿った二次元コードを読み取って申請してください。



② 様式第 1-4 号用
蛍光灯→LED



④ 様式第 1-2 号用
LED→LED





よくある質問

Q 1 : 申請書の押印は必要？

A : 新設の申請時には、新たに四国電力との契約により、電気料金の負担が発生します。確認のため、申請者の記名押印（認印可）または署名を必ずお願いします。器具取替の申請時には不要です。

Q 2 : 四国電力お客様番号とは？なぜ必要？

A : 四国電力が防犯灯の電気料金を貴町内会等へ請求している防犯灯ごとに付いている番号のことです。電気料金の請求明細書等に記載されている「51」から始まり、ハイフンを抜いて12桁または13桁の番号です。四国電力が申請者情報と合致させるために必要です。必ず記入してください。

Q 3 : 電柱番号とは？どのように確認できる？



A : 電柱には、四国電力が設置したもの、NTTが設置したものなどがあり、所有者を示す白いプレートが貼られています。白いプレートに刻印されている文字や番号が電柱番号です。右の例上段のプレートは、「マツヤマ 1 E2 S3」が電柱番号です。



電柱のプレート例



Q 4 : 四国電力が設置した電柱と、NTTが設置した電柱を見分ける方法は？

A : 1本の電柱に白いプレートが2枚ある場合は、上段のプレートが電柱の設置者です。各社のマークを確認してください。

【四電例：  】

【NTT例：  】

→右の例では四国電力のプレートが上段にあるため、電柱の所有者は四国電力です。

Q 5 : 新設を申請するときなぜ電柱の写真が必要？

A : 設置したい電柱の所有者や、周囲の状況を確認するために、電柱の全体写真と、プレートのアップを写した2枚の写真が必要です。※NTT柱に設置する場合は、施工完了後、完成写真の提出も必要です。

Q 6 : 申請書の提出方法は？ ※新設工事の申請書は原本を提出してください。

A : 郵送や市役所・支所の窓口に直接提出いただくほか、新設工事を除き、FAX・電子メールなどでも受け付けます。郵送の場合、消印の日付を受付日とします。送料はご負担ください。

松山市防犯協会事務局

松山市防犯灯 申請



〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館5階 市民防災安全課内

電話 948-6736 FAX 934-3157 e-mail : bouhan@city.matsuyama.ehime.jp